

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②のA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を7万円、申立期間②に係る標準賞与額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日  
② 平成18年12月28日

A社から、平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賃金台帳及び賞与支給控除一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与及び18年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳及び18年12月分賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張のとおり、16年8月分賞与（7万円）及び18年12月分賞与（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（7万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成5年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月26日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成5年4月26日から同年5月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

平成5年4月から厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成5年1月26日から同年7月25日までA社に勤務し、申立期間を含む3か月分（平成5年4月分から同年6月分まで）の厚生年金保険料（1万4,500円）を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間にA社において社会保険事務担当者であった者に照会したところ、申立人から提出された給与明細書は同社のもので、自身が記入したものに間違いのない旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社からは回答が得られず、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年7月から同年9月まで  
国民年金に加入して以来、被保険者資格の取得、喪失及び申請免除の手続など、その都度必ず手続を行ってきたにもかかわらず、申立期間の被保険者資格のみが未手続のままとなっていた。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」によれば、平成7年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、14年5月13日に再取得をするまでの期間内に国民年金に加入したことを裏付ける記載が無いことが確認できる。

また、申立人は、平成12年7月30日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人に対しては、申立期間に係る国民年金の加入勧奨通知が、同年9月21日に発行されている上、その最終勧奨通知が、14年2月20日に発行されていることが確認でき、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行った形跡がうかがえないとともに、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料の納付書が発行されたとは考え難いことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から53年12月まで  
ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料納付事実が確認できなかった。昭和54年1月に厚生年金保険に加入した際、その時点ですでに年金手帳を所持していたために、厚生年金手帳と一緒にするというので、会社に提出したことを覚えており、申立期間については、母が、私の国民年金の加入手続を行い、納税組合において保険料を納付してきた。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「\*」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「\*」が払い出される以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間において、申立人は、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、厚生年金保険に加入した際、それ以前の年金手帳を会社に提出したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、国民年金手帳記号番号の記載は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母が納税組合を通じて納付していたと主張しているところ、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母の記憶も曖昧であり、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1241

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 59 年 4 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 51 年 10 月から 59 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、B社を退職してから5か月ぐらい経った後の昭和 51 年 10 月からA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、同社は平成 10 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表者等の連絡先も不明なため、申立人の入社日について、確認することができない。

また、労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 59 年 4 月 1 日、離職日が 62 年 5 月 11 日である旨の回答が得られた。

さらに、A社が加入していたC厚生年金基金に照会したところ、申立人は、同社において、昭和 59 年 4 月 1 日に加入員資格を取得し、62 年 5 月 12 日に同資格を喪失している旨の回答が得られた。

加えて、被保険者名簿において確認できる被保険者のうち、申立人が名前(名字のみ)を挙げた「D氏」、「E氏」、「F氏」、「G氏」姓の同僚 10 人、及び申立人と資格取得日が同日もしくは日付けが近い 10 人、並びに同僚から社会保険事務担当者として名前の挙げた者 5 人の計 25 人のうち、存命中で連絡先の判明した 21 人に照会したところ、13 人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における雇用形態及び厚生年金保険料の適用について、具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された

事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には昭和 34 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立人はA社に勤務していた旨の回答が得られた。しかし、B社は、当時は入社して数か月で退職する者が多数いたので、期間は分からないが見習期間を設けており、その間は厚生年金保険には加入させていなかったとしている。

また、申立人は、自身を含む5人が、A社において、高等学校新卒採用者として初めて入社した従業員であった旨を主張しており、事実、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人と同学年の者が申立人を含め5人確認できるが、その全員が昭和 35 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している。

さらに、上記の同僚4人に照会したところ、3人から回答があり、その全員が実際の入社日は昭和 34 年 4 月 1 日であったとしているが、申立期間における厚生年金保険料の控除についての具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 21 日から 49 年 2 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 46 年 2 月 21 日から 49 年 2 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 43 年 2 月 20 日から 57 年 9 月 10 日までの期間、A社に勤務しており、申立期間中、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していた旨の回答が得られた。

一方、A社は、当時の関係資料は残っていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入について、具体的な状況は不明としている。

また、労働局から、申立人は、A社において、昭和 43 年 2 月 22 日に雇用保険被保険者資格を取得し、46 年 2 月 20 日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

さらに、申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 46 年 3 月 9 日に申立人の元夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 43 年 2 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46 年 2 月 21 日に喪失した後、49 年 2 月 1 日に別の厚生年金保険記号番号で同資格を再取得していることが確認できる。

また、申立期間にA社に勤務していた社員のうち、連絡先の確認できた 7 人、及び申立人が名前を挙げた社員 1 人の合計 8 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうちの 2 人から、申立人が社会保険事務担当であった

旨の証言が得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 2 月まで  
年金事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 4 月から 34 年 2 月までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。中学校卒業後、中学校の教師の紹介で入社したものであり、当然厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間前後に、A社において被保険者資格を有していた者は、代表者及び申立人が名前を挙げた同僚も含め、5人確認でき、うち存命中で連絡先が判明した1人（以下「同僚B」という。）に照会したものの、申立人の勤務及び厚生年金保険加入に関する具体的証言は得られなかった。

また、申立人が、同じ中学校から同時に入社したとして名前を挙げた同僚（以下「同僚C」という。）は、入社直後（昭和 33 年 4 月ごろ）ではなく、申立期間の終期に近い昭和 34 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している。

さらに、同僚Bが名前を挙げた別の同僚（以下「同僚D」という。）は、申立期間より後の昭和 38 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得しているところ、同僚Dの妻から、同僚Dは中学卒業後、すぐにA社に入社した旨の証言が得られたことから、同僚D（昭和 19 年生）の入社は昭和 35 年 4 月ごろと推測される。したがって、同僚Dの入社から被保険者資格取得までには、3年程度の期間があると考えられ、上記の同僚Cの厚生年金保険加入時期も考え合わせると、A社においては、必ずしも全員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させず、10 か月から3年程度経過してから加入させる取扱いがあったことがうかがえる。

加えて、A社は、昭和 58 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成 11 年 9 月 30 日に解散しており、申立期間当時の代表者も既に他界しているため、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて照会で

きない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる他の関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。